

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 57 号	第1種共同漁業	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	姫路市飾磨区妻鹿及び中島地先	姫路市漁協
	〃	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域	
	〃	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ、サ、ク、キ、カ、オ、エ及びBを結んだ線、Dとシを結んだ線並びに最	
	〃	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	〃	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで	A 姫路市飾磨区妻鹿パナソニック液晶ディスプレイ株式会社姫路工場南護岸南西角	
	〃	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	B 姫路市飾磨区中島関西電力株式会社姫路第一火力発電所南東角の護岸上に設置した標識	
	〃	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	C 姫路市姫路港飾磨港区東防波堤基部南角	
	〃	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	D 姫路市飾磨区中島字川尻新田南東角の護岸上に設置した標識	
	〃	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから284度7分25メートルの点	
	〃	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで	イ Aから194度7分465メートルの点	
	〃	つめたがい漁業	1月1日から12月31日まで	ウ イから180度895メートルの点	
	〃	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	エ Bから128度35分25メートルの点	
	〃	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで	オ Eから213度35分801メートルの点	
	〃	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで	カ Oから297度20メートルの点	
	〃	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	キ Kから216度463メートルの点	
	〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	ク Kから280度496メートルの点	
	〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ケ Cから防波堤南側線に沿い西へ25メートルの点	
	〃	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	コ ケから207度35分380メートルの点	
	〃	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	サ コから203度35分910メートルの点	
	〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	シ Dから83度25分の線と対岸との交点	
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	ます網漁業	1月1日から12月31日まで		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

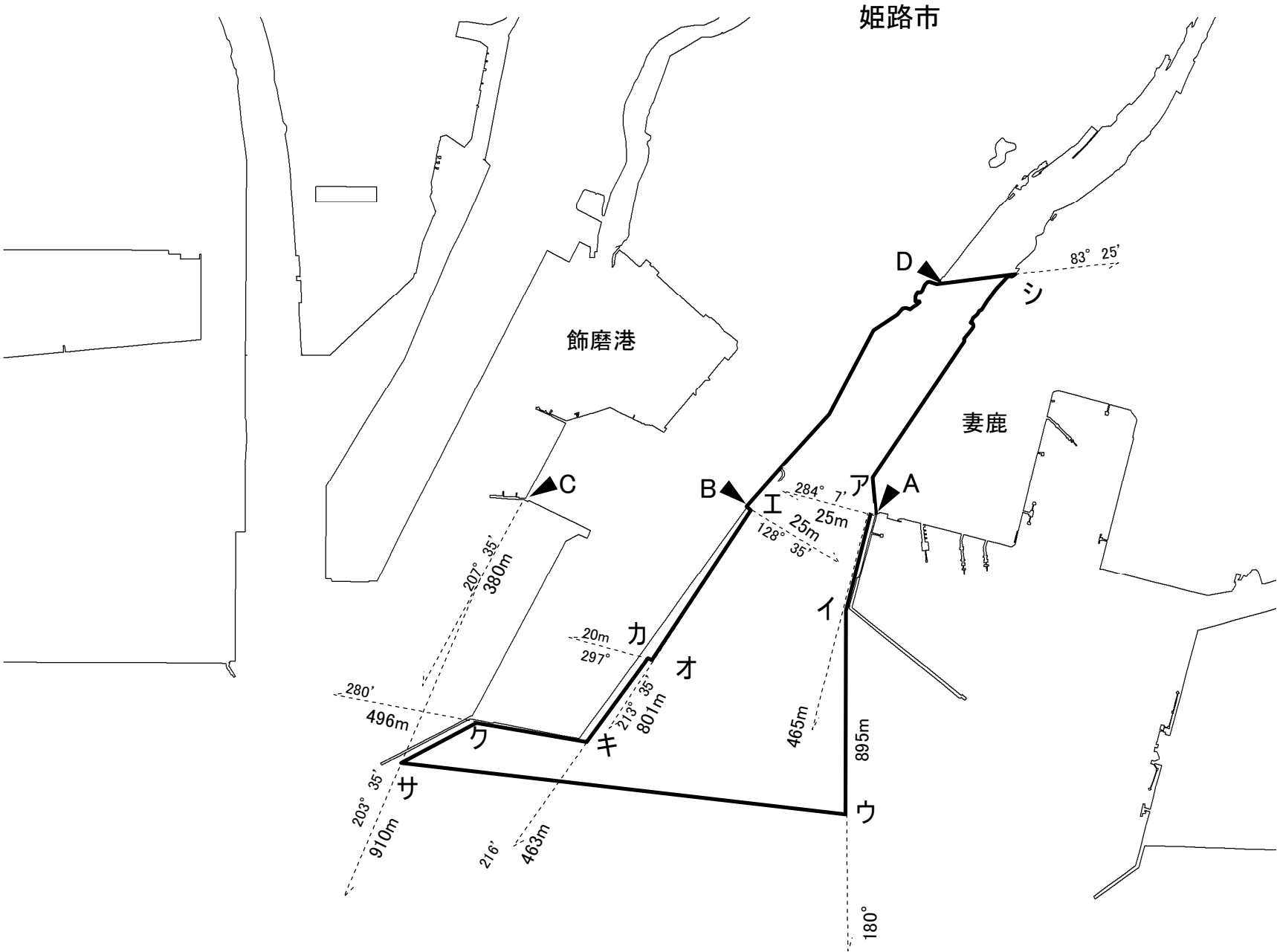
付記

※ 制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第 5 7 号
漁場の位置 姫路市飾磨区妻鹿及び中島地先
漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、サ、ク、キ、カ、オ、エ及びBを
結んだ線、Dとシを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によっ
て囲まれた区域

- 点の位置
- A 姫路市飾磨区妻鹿パナソニック液晶ディスプレイ株式会社姫路工場南護岸南西角
 - B 姫路市飾磨区中島関西電力株式会社姫路第一火力発電所南東角の護岸上に設置した標識
 - C 姫路市姫路港飾磨港区東防波堤基部南角
 - D 姫路市飾磨区中島字川尻新田南東角の護岸上に設置した標識
 - ア Aから284度7分25メートルの点
 - イ アから194度7分465メートルの点
 - ウ イから180度895メートルの点
 - エ Bから128度35分25メートルの点
 - オ エから213度35分801メートルの点
 - カ オから297度20メートルの点
 - キ カから216度463メートルの点
 - ク キから280度496メートルの点
 - ケ Cから防波堤南側線に沿い西へ25メートルの点
 - コ ケから207度35分380メートルの点
 - サ コから203度35分910メートルの点
 - シ Dから83度25分の線と対岸との交点



平成25年9月1日 免許
共第 5 7 号漁場

